

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 5 月 31 日現在

機関番号：34427

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2021～2022

課題番号：21K20100

研究課題名（和文）在外自国民保護のための武力行使の合法性 累積理論からの再検討

研究課題名（英文）The Legality of the Use of Force for the Protection of Nationals Abroad: Review from the Accumulation of Events Theory.

研究代表者

吉良 悟 (Kira, Satoru)

大阪経済法科大学・国際学部・助教

研究者番号：80913227

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、在外自国民保護のための武力行使を、武力不行使原則の例外として捉えるのではなく、自衛権の枠内で捉えたうえで、在外自国民に対する侵害行為が、武力攻撃を構成するか否かを検討したものである。「無意思あるいは無能力理論」を手がかりに、在外自国民に対する侵害行為が武力攻撃を構成する場合について検討した。さらに、累積理論の観点から、在外自国民に対する侵害行為の規模が大きい場合でも、侵害行為が反復継続した場合には、武力攻撃を構成することを提示した点は、本研究の成果として挙げられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、在外自国民保護のための武力行使について、武力不行使原則の例外とするか、それとも、自衛権の枠内で捉えるかという対立において、自衛権の枠内で検討することの妥当性を示すとともに、在外自国民に対する侵害行為が反復して発生した場合には、それらが武力攻撃を構成する場合があることを示した点にある。

また、社会的意義としては、今後、在外自国民に対して侵害行為が発生した場合に、自国の軍隊を派遣する際の法的根拠を提示できたことである。

研究成果の概要（英文）：This study examined whether or not the acts of violence against the nationals abroad constitute an armed attack, based on the view that the use of force for the protection of the nationals abroad is not an exception to the principle of non-use of force, but rather within the framework of the right of self-defence. Taking the 'unwilling or unable' doctrine as a starting point, it examined the cases in which acts of violence against nationals abroad constituted an armed attack. Furthermore, from the accumulation of events theory perspective, the study has shown that even if the scale of violence against the nationals abroad is not large, if those actions are repeated and continuous, it constitutes an armed attack.

研究分野：国際法学

キーワード：自衛権 武力行使 在外自国民保護 累積理論 武力攻撃

1. 研究開始当初の背景

本研究には、在外自国民保護のための武力行使の合法性を検討する社会的意義が根底にある。グローバル化で、在外自国民が増加することに伴い、在外自国民が侵害行為の対象となる危険性も増大する。そうした時に、在外自国民の国籍国が自国民を保護するために、当該在外自国民の所在国に対して、所在国の同意なしに軍隊を派遣することが許されるか否かを検討する必要がある。

現代国際法では、国家間の紛争を武力で解決することは禁止されている。これを武力行使禁止原則という(国連憲章第2条4項)。しかし、国家が単独の判断で武力を行使することが許される唯一の例外がある。それが、自衛権を行使する場合である。国連憲章第51条によれば、自衛権は、武力攻撃が発生した場合に行使できる。

それでは、武力攻撃とは何か。1986年の国際司法裁判所のニカラグア事件本案判決では、武力攻撃とは武力行使の「最も重大な形態」のものだと判示された。この判決以降、武力行使は、武力攻撃と武力攻撃に至らない武力行使に区分されるという見解が通説となっている。したがって、小規模で単発の侵害行為に対しては、それが武力攻撃を構成しないために、被害国は自衛権、すなわち、武力で対応することはできないというのが一般的な理解である。そして、武力攻撃の典型例は、国境線を越えて他国の軍隊が侵攻してくる場合である。

軍隊の侵攻に比べると、在外自国民に対する侵害行為は小規模なものに終始する。たとえば、2002年に、福田康夫官房長官が、在外邦人に対する攻撃が日本に対する武力攻撃を構成することは「あまり想定はしがたい問題」と答弁している。このように在外自国民に対する侵害はその規模の小ささゆえに、武力攻撃ではないように見える。

ゆえに、在外自国民保護のための武力行使を合法だとする論者には、自衛権を根拠とする論者の他に、武力行使禁止原則の例外だと位置付ける論者もいる。しかし、こうした主張は、武力行使禁止原則の例外を拡張することになる。

そこで、小規模な侵害であっても、一定の条件のもとで、在外自国民保護のための武力行使を自衛権で正当化できる理論、すなわち、累積理論に着目した。累積理論に拠れば、在外自国民保護のための武力行使を、武力不行使原則の例外を拡張することにはならないからである。

以上のような背景から、本研究は、在外自国民の生命及び財産に対する侵害が武力攻撃を構成するか否かを検討することから開始されたのである。

2. 研究の目的

累積理論とは、武力攻撃に至らない侵害行為が反復して発生した場合に、それら小規模な侵害行為を包括的に捉えて、武力攻撃を構成することが許されるという理論である。平易な表現をすれば、「ちりも積もれば山となる」という見方である。累積理論については、20世紀後半まで、自衛権濫用につながる法理として否定的な見方をする国家が大勢を占めていたが、今日では、累積理論に肯定的な国家実行が増加している。

このように累積理論に対する評価が否定から肯定へと変化した理由は、自衛権の濫用という従来の見方とは反対に、累積理論には自衛権を抑制する側面があり、近年、その抑制的側面が各国で再評価されたからである。国家実行のみならず、学説でも累積理論を肯定的に評価する論者は増加している。しかし、学説は累積理論の是非を論ずる段階にとどまり、累積理論を用いて、国際法上の事象を分析するところまで至っていない。

そのため、累積理論に基づいて、在外自国民保護のための武力行使の合法性を検討するという本研究の目的は、累積理論という先行研究では試みられなかった新たな視点に基づいて分析を行い、在外自国民保護のための武力行使の合法性を検討することである。

3. 研究の方法

本研究では、在外自国民の生命及び財産に対する侵害が武力攻撃を構成する点を明らかにすることを旨とした。具体的には、侵害内容を分類したうえで、在外自国民保護のための武力行使に肯定的な国家と否定的な国家の法的認識を累積理論の視点から分析を行った。

第1に、侵害内容を分類した。具体的には、在外自国民保護に対する侵害を生命と財産に分けた。また、在外自国民が所在する領域国が、侵害に積極的に関与している場合と関与していない場合も区分する必要があった。領域国が積極的に関与していない場合として想定されるのは、内戦や他国との武力紛争を行っている時に、政府が自国領域内に所在する外国人の保護を充分に行っていない場合である。

第2に、国家実行を検討した。その際には国連安保理事会議事録及び同理事会に送付された各国の書簡を分析対象とした。まず、1979年の在イラン米国外交官館人質事件における米国による軍隊派遣や、2004年のオランダによるコートジボアールへの軍隊派遣といった欧米による在外自国民保護事例から、各国の法的認識を抽出して累積理論の視点から検討を行った。

その後、在外自国民保護のための武力行使に否定的であった発展途上国の法的認識の変遷を明らかにした。2001年にイランが、2011年にはカンボジアが、累積理論について肯定的な見解

を示しており、発展途上国においても累積理論の支持は広がりを見せている。

4. 研究成果

本研究は、在外自国民保護のための武力行使を、武力不行使原則の例外として捉えるのではなく、自衛権の枠内で捉えたうえで、在外自国民に対する侵害行為が、武力攻撃を構成するか否かを検討したものである。まず、侵害内容を、生命に対する侵害と財産に対する侵害とに分類して検討した結果、現在では、在外自国民の財産に対する侵害に対して、国籍国が軍隊を派遣することは、法的正当化が極めて困難であるとの結論を得た。こうした侵害内容の分析を終えた頃、「無意思又は無能力」理論を手がかりに、在外自国民保護のための武力行使を検討することを着想し、2022年度は、「無意思あるいは無能力理論」を分析することにした。

これまで、Asley Deeks、田中佐代子氏、本吉祐樹氏らによる優れた先行研究があり、こうした文献をよすがに検討を行った。「無意思あるいは無能力理論」は、テロリズムの文脈において、テロリストの所在国が当該テロリストによる侵害行為を取締る意思がないか、あるいは、その能力が欠如している場合に、被害国が当該テロリスト所在国に対して、武力を行使することを是とする理論である。この場合も武力を行使する国家は、正当化根拠を自衛権に求める。ある国家が、テロリストを取締る意思がないか、あるいは、その能力がないことの証明は、単発事例ではなく、反復性を基に判断されることが往々にしてある。こうした反復性に特別な評価を与える点は、累積理論と親和的だといえる。

本研究の総仕上げに、これまで実施した侵害行為の分類、各種国家実行、累積理論及び「無意思あるいは無能力」理論の分析結果の統合を行ない、在外自国民に対する侵害行為が武力攻撃を構成する場合について検討した。その結果、在外自国民に対する侵害行為の規模が大きくない場合でも、侵害行為が反復継続した場合には、武力攻撃を構成するという結論を得られた。この点は、本研究の成果として挙げられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------